

I. はじめに

1. 本手引きの目的

近年、様々な種類・規模の災害が全国各地で頻発しており、その結果、多くの住宅が被災し、継続して居住するために何らかの修理を行うことが必要となっている。

しかしながら、被災者が被災した住宅の修理を行うには、行政や専門家・事業者等の迅速かつ的確な対応が必要となり、そのためには関係各位の平時からの準備が極めて重要となるが、現状では必ずしもそのような対応や準備がなされているとは言い難い状況にある。

このため、今後の災害に備え、関係各位が「被災した住宅の修理」の必要性について改めて認識し、平時より必要な準備を行った上で、発災後に迅速かつ的確に対応できることを目的として、『被災した住宅の修理に係る事前準備及び発災時対応のための手引き』を作成した。関係各位におかれては、本手引きを参考にして、被災した住宅の修理に係る一層の取組をお願いする。

なお、本手引きの内容については、関係各位の取組や実務の参考としていただけるよう、災害救助法に基づく応急修理制度を含め、被災した住宅の修理全般に関する説明をできる限りわかりやすく、実態に即して記述したものであり、遵守しなければならないものではないので、想定を含む災害の規模、被災の状況等に応じて柔軟に対応されるようお願いする。

2. 本手引きの構成及び概要

本手引きは、「I. はじめに」、「II. 事前準備編」及び「III. 発災時対応編」の3編から構成されており、各編の概要は以下の通りである。

「I. はじめに」では、本手引きの目的、構成及び見方の他、被災した住宅の修理の位置付け、基本的な考え方と修理の内容の例、被災した住宅の修理に関わる事業者について、説明を行っている。

被災した住宅の修理を進める上で取り組むべき事項については、「被災した住宅の修理等の相談への対応」、「被災した住宅の緊急復旧への対応」及び「災害救助法に基づく応急修理制度の実施」の3つのカテゴリーに大きく区分し、「II. 事前準備編」及び「III. 発災時対応編」の両フェーズで説明を行っている。

具体的に「II. 事前準備編」では、発災時に対応すべき事項のうち、平時に準備しておくべき事項を整理している。発災後は、地方公共団体職員の対応すべき業務が膨大に発生し、限られたマンパワーでできることには限界がある。このため、発災後は事前に準備していたことをベースとして、それらを迅速かつ的確に実施するという観点から、事前に準備すべき事項として、「被災した住宅の修理等の相談への対応に係る準備」、「被災した住宅の緊急復旧への対応に係る準備」及び「災害救助法に基づく応急修理制度の実施に係る準備」の3点を中心に説明を行っている。この事前準備編を元に、関係各位が事前に準備しておくべき事項を確認し、必要な準備を行うことが望ましい。

I. はじめに

また、「III. 発災時対応編」では、「II. 事前準備編」において準備したことをベースとして、必要な事項が発災後に迅速かつ的確に実施できるよう、その際の留意事項について説明を行っている。このため、発災時対応編の内容の多くは、事前準備編を参照している。

なお、このような本手引きの構成のイメージを図1-1に示すとともに、本手引きにおいて説明している内容の概要をP. 3~12に示している。

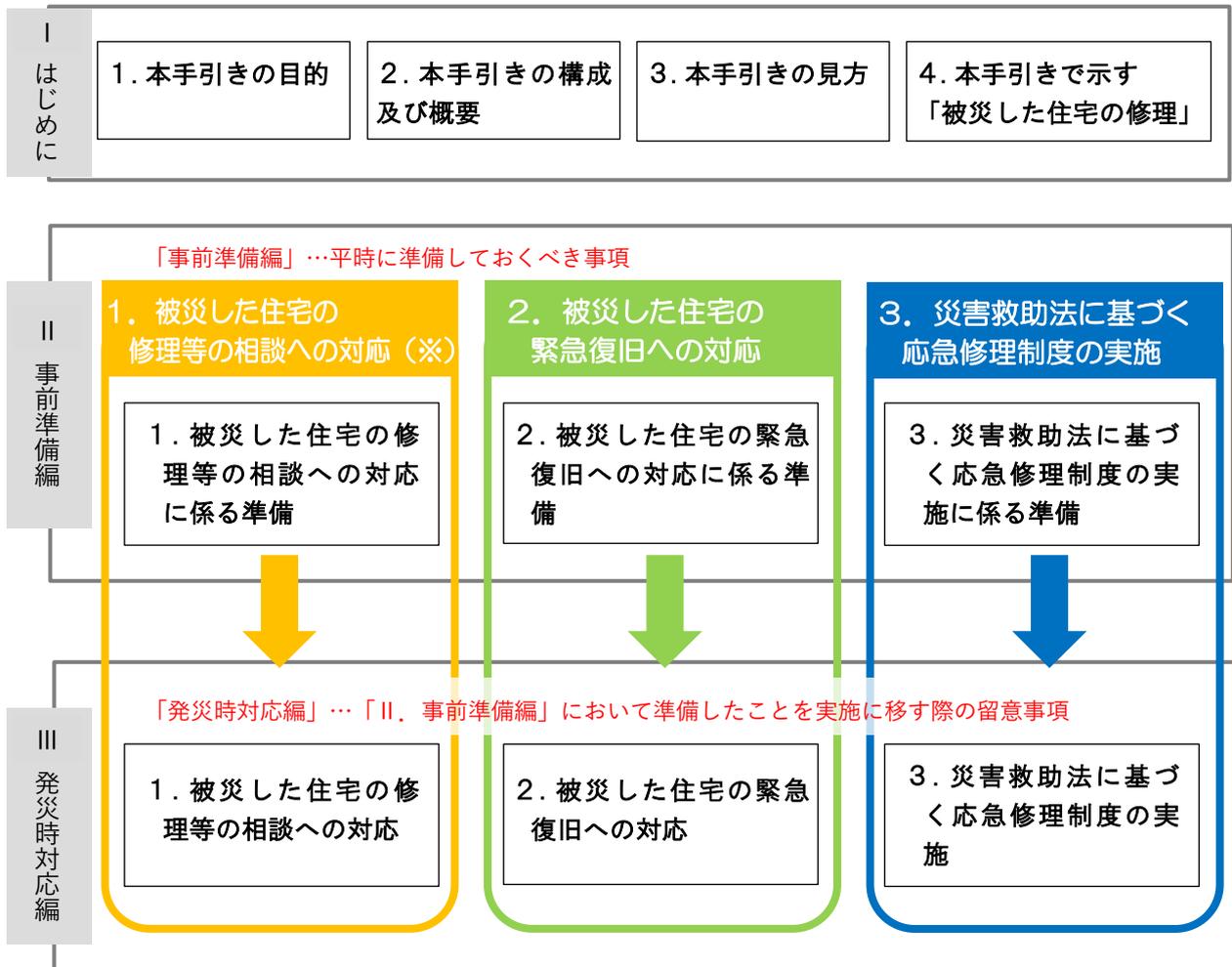


図1-1 本手引きの構成

※被災した住宅の修理等の相談への対応については、発災直後～応急段階～復興段階を通じて必要であるが、特に発災直後から応急段階においては、被災者への迅速な支援のために被災した地方公共団体がまさに対応すべき業務が膨大に発生し、それらに注力する必要があることから、これらの段階における被災した住宅の修理等に係る技術的な面での相談対応を中心に、本編で解説を行っている。

【本手引きの概要】

1. 被災した住宅の修理等の相談への対応

	Ⅱ. 事前準備編	Ⅲ. 発災時対応編
	1. 被災した住宅の修理等の相談への対応に係る準備	1. 被災した住宅の修理等の相談への対応
(1)	<p>（１）被災した住宅の修理等に関する相談体制の整備に向けた準備【P.19】 《都道府県、市町村》</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災した住宅の修理等に関する相談への対応については、都道府県、市町村、住宅・建築関係団体等の役割分担を事前に検討・調整しておくことが重要である。 特に発災直後から応急段階においては、被災者への迅速な支援のために被災した地方公共団体がまさに対応すべき業務が膨大に発生し、それらに注力する必要があることから、被災した住宅の修理等に係る技術的な面での相談対応については住宅・建築関係団体に外部化するべく、事前に住宅・建築関係団体と連携し協力体制を構築しておくことが重要である。 具体的には、発災後に速やかに被災した住宅の修理等に関する相談体制を整備できるよう、住宅・建築関係団体と協定等を締結しておくことが望ましい。 被災者からの相談は住宅についてだけでなく、法律、金融、福祉、雇用等多くの分野にわたることが想定されるため、これらの関係団体等とも連携し、協力体制の構築についても事前に検討しておくことが望ましい。 	<p>（１）被災した住宅の修理等に関する相談体制の整備【P.103】 《都道府県、市町村》</p> <ul style="list-style-type: none"> 事前に検討・調整しておいた各主体の役割分担を確認する。 事前に協力体制を構築している住宅・建築関係団体、法律、福祉、雇用、金融等の関係団体等に協力を要請し、相談体制を整備する。
(2)	<p>（２）相談方法の検討と相談業務マニュアルの準備【P.25】 《都道府県、市町村》</p> <ul style="list-style-type: none"> 発災後に速やかに被災した住宅の修理等に関する相談体制を整備し、相談への対応を実施できるよう、事前に相談方法（電話相談、窓口相談及び現地相談）について検討しておくことが重要である。 具体的には、相談方法に応じた業務内容、各主体（都道府県、市町村、住宅・建築関係団体、その他の関係団体等）の役割分担、人員配置、業務フロー、相談窓口の設置場所、費用負担等について検討・調整を行い、事前にそれらを定めた具体的な相談業務マニュアルを作成しておくことが重要である。 また、相談に際して、都道府県・市町村における複数の担当部署にわたる被災者支援策の情報を事前に整理しておき、発災後迅速かつ的確に被災者に情報提供できるよう、当該情報を担当部署間で共有しておくことが望ましい。 	<p>（２）相談対応の実施【P.104】 《都道府県、市町村》</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害状況や関係団体の協力状況等を踏まえ、事前に検討していた相談方法（電話相談、窓口相談及び現地相談）の中から実施可能かつ効果的な相談方法を決定するとともに、事前に準備していた相談業務マニュアルを必要に応じて更新の上、決定する。 当該相談業務マニュアルに基づき、相談方法に応じた業務内容、各主体（都道府県、市町村、住宅・建築関係団体、その他の関係団体等）の役割分担、人員配置、業務フロー、相談窓口の設置場所、費用負担等について決定し、連携先の住宅・建築関係団体及びその他関係団体等にこれらの内容を伝える。 被災した住宅の修理等の相談対応を実施する。 また、相談に際して、事前に整理した各種の被災者支援策のうち、活用が可能なものについて、必要に応じて被災者に情報提供を行う。
(3)	<p>（３）修理業者に関する情報提供の準備【P.29】 《都道府県、市町村》</p> <ul style="list-style-type: none"> 発災後には、原則として被災者自らが修理業者を探して工事を依頼することとなることから、住宅・建築関係団体の協力を得て、被災者に対して修理業者に関する情報（修理業者名、所在地、電話番号等の連絡先、請け負える工事の種類と規模、対象地域、所属団体等）を提供する仕組（修理業者の情報の収集・整理に係る作業フロー等）について、事前に検討しておくことが重要である。 発災時に迅速に被災者に情報提供できるよう、住宅・建築関係団体から提供を受けた修理業者に関する情報をまとめたリスト（以下「修理業者リスト」という。）については、定期的に更新しておくことが望ましい。 修理業者リストは、災害救助法に基づく応急修理制度において、工事を実施する修理業者を指定したリスト（以下「指定業者リスト」という。）の作成に活用することが可能である（Ⅱ. 3-2（4）、P.96参照）。 また、被災者が自らの力で修理業者を探すことができないことも想定されることから、住宅・建築関係団体の協力を得て、被災者に修理業者を紹介する仕組についても事前に検討しておくことが重要である。 <p>《住宅・建築関係団体》</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災した住宅の修理に対応する意向のある修理業者に関する情報を、事前に修理業者リストとして整理し、発災時に都道府県に提出できるよう準備しておくことが重要である。 修理業者リストに掲載されている情報については、定期的に更新しておくことが望ましい。 	<p>（３）修理業者に関する情報提供の実施【P.105】 《都道府県、市町村》</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災者自らが修理業者を探して工事を依頼できるよう、住宅・建築関係団体と連携し、事前に準備していた仕組により、被災者に対し、最新の修理業者リストを提供する。 <p>《住宅・建築関係団体》</p> <ul style="list-style-type: none"> 事前に作成しておいた修理業者リストの掲載業者に、被害状況及び応急修理工事の対応可否を照会し、修理業者リストを更新する。 更新した修理業者リストを都道府県に提出する。

2. 被災した住宅の緊急復旧への対応

	II. 事前準備編	III. 発災時対応編
	2. 被災した住宅の緊急復旧への対応に係る準備	2. 被災した住宅の緊急復旧への対応
(1)	<p>(1) 被災した住宅の緊急復旧に必要な資材の調達・配布に係る準備【P. 35】</p> <p>《都道府県、市町村》</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災した住宅の緊急復旧に必要な資材を可能な限り備蓄し、その備蓄資材の種類や数量を的確に把握しておくことが重要である。 ただし、庁舎やその他の公共施設等において備蓄できる量には限界があるため、他の地方公共団体、NPO法人、物販業等の民間団体・事業者等と事前に協定等を締結し、資材の供給に係る協力体制を構築しておくことが重要である。 被災した住宅の緊急復旧に必要な資材を被災者に配布する場合に備え、配布する資材、配布場所、配布方法及び被災者への周知方法等について、事前に検討しておくことが重要である。 	<p>(1) 被災した住宅の緊急復旧に必要な資材の調達・配布【P. 107】</p> <p>《都道府県、市町村》</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災した住宅の緊急復旧に必要な資材について、資材毎に備蓄している数量を確認する。 備蓄状況や被害状況等により、当該被災地方公共団体が備蓄している資材のみでは緊急復旧に必要な資材が不足する場合、事前に協力体制を構築している他の地方公共団体、NPO法人、物販業等の民間団体・事業者等に対して、資材の供給を依頼し、必要な資材を調達する。 被災した住宅の緊急復旧に必要な資材を被災者に提供する場合には、防災無線やホームページ等を利用して配布可能な資材とその数、配布場所や配布方法等について周知する。
(2)	<p>(2) 被災した住宅の緊急復旧の方法に係る情報の提供の準備【P. 39】</p> <p>《都道府県、市町村》</p> <ul style="list-style-type: none"> 発災後速やかに被災した住宅の緊急復旧の方法に関する情報を提供できるよう、当該情報について事前に収集・整理しておくことが重要である。 被災した住宅の緊急復旧においては、屋根、外壁・窓、床、水道管等の設備への対応が必要となり、過去の災害の経験で得られた対応方法の蓄積を生かし、被災者に適切な情報を提供していくことが重要である。 特に水害の場合は、浸水した住宅の被害の状況をできる限り詳細に写真に撮った後、汚泥等を除去し、清掃、洗浄、消毒して、十分に乾燥させることが必要である等、修理工事に取りかかる前に一定の作業及び期間が必要となることを周知することが重要である。 	<p>(2) 被災した住宅の緊急復旧の方法に係る情報の提供【P. 108】</p> <p>《都道府県、市町村》</p> <ul style="list-style-type: none"> 事前に収集・整理した被災した住宅の緊急復旧の方法について、ホームページや避難所の掲示板等への掲載、リーフレットの配布等により、速やかに被災者に情報提供する。 また、被災した住宅の緊急復旧は被災者自らが実施できるものもあるが、屋根上での高所作業等、危険が伴うものについては、原則として修理業者に依頼するよう周知する。

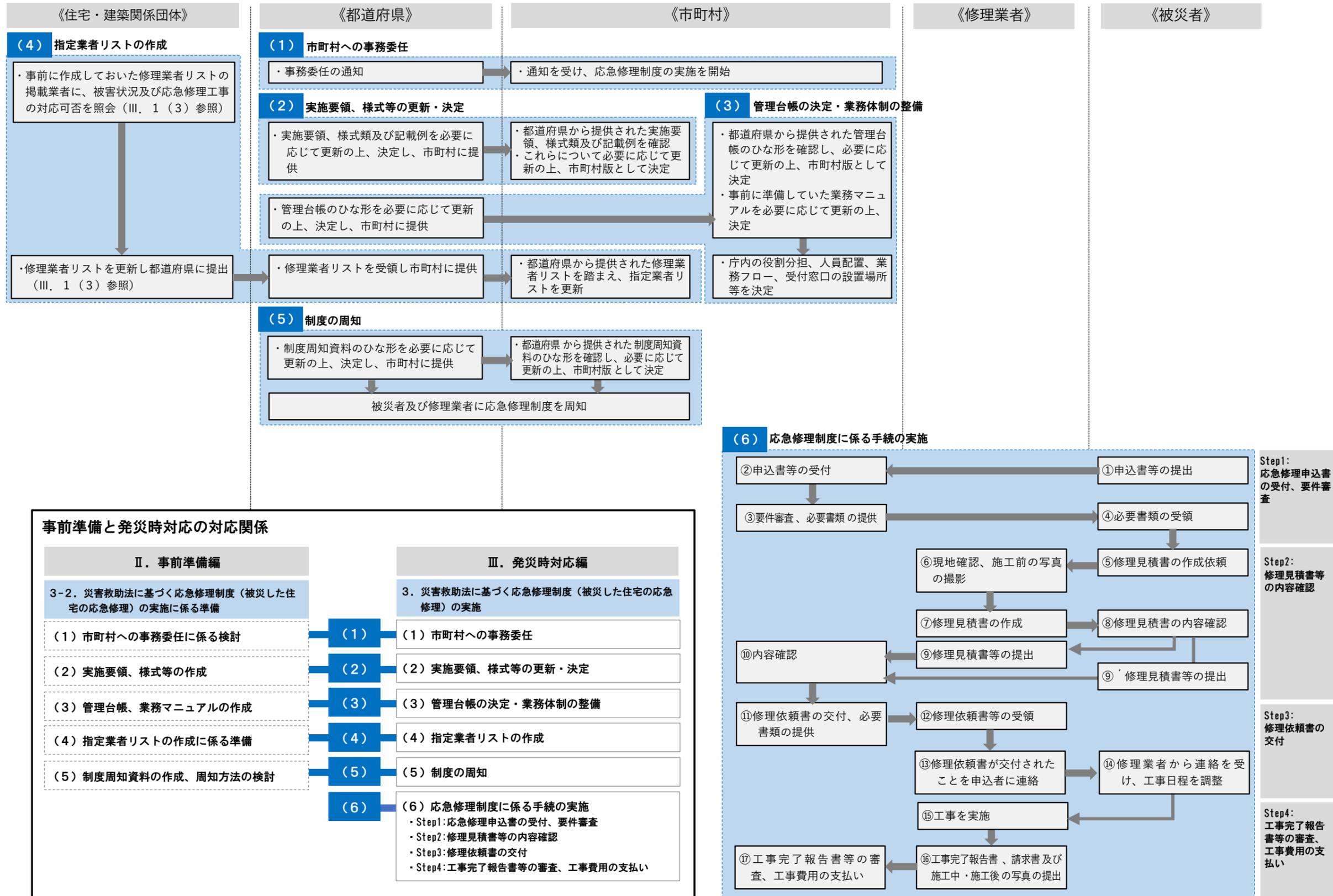
3. 災害救助法に基づく応急修理制度の実施 (都道府県が市町村に事務委任することを想定)

	II. 事前準備編	III. 発災時対応編
	3-2. 災害救助法に基づく応急修理制度（被災した住宅の応急修理）の実施に係る準備	3. 災害救助法に基づく応急修理制度（被災した住宅の応急修理）の実施
(1)	<p>(1) 市町村への事務委任に係る検討</p> <p>① 市町村に委任する事務の事前の取決め【P. 67】 《都道府県》</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 災害救助法に基づく応急修理制度に係る事務の市町村（特別区を含み、同法（災害救助法）第2条の2第1項に規定する救助実施市を除く。以下同じ。）への委任については、事前に市町村と検討・調整を行っておくことが必要である。 ➢ 市町村に事務委任する場合には、市町村に委任する事務（救助の内容、手続等）について事前取決め、地域防災計画、手引書、協定等に位置付けておくことが重要である。（以下の説明では、事務委任することを前提としている。） ➢ 都道府県は、事務委任した市町村が判断困難な事項等に係る内閣府への協議、各市町村が現場で主体的に判断した事項等に係る他の市町村への情報提供等、発災後の制度運用の際の市町村への支援体制等についても検討しておくことが望ましい。 <p>② 都道府県と市町村での意見交換、事務委任の内容の確認【P. 75】 《都道府県、市町村》</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 都道府県は、平時より市町村担当者が参加する連絡会議を開催する等、都道府県・市町村の間で事務委任の内容等について定期的に意見交換できる場を設け、必要に応じて、当該内容等を見直し・更新しておくことが望ましい。 	<p>(1) 市町村への事務委任【P. 109】</p> <p>《都道府県》</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 都道府県は、災害救助法に基づく応急修理制度について、事務委任に係る事前の取決め及び被害状況等を踏まえ、市町村に委任する事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を決定し、市町村に通知する。（以下の説明では、事務委任することを前提としている。） <p>《市町村》</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 市町村は、都道府県からの事務委任に係る通知を受け、応急修理制度の実施に取り掛かる。
(2)	<p>(2) 実施要領、様式等の作成【P. 76】</p> <p>《都道府県》</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 都道府県は、「災害救助事務取扱要領」（平成31年4月、内閣府）や過去の災害における取組事例等を参考に、災害救助法に基づく応急修理制度の対象者、応急修理の範囲、基準額（費用の上限額）、手続のフロー等をまとめた「住宅の応急修理実施要領」（以下「実施要領」）という。）を事前に定めておくことが重要である。 ➢ 当該手続に必要な様式類及び記載例もあわせて作成し、実施要領とともに事前に市町村に提供しておくことが望ましい。 <p>《市町村》</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 市町村は、都道府県から提供された実施要領、様式類及び記載例を元に、必要に応じて追記・修正の上、これらの資料の市町村版を作成する。 	<p>(2) 実施要領、様式等の更新・決定【P. 110】</p> <p>《都道府県》</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 都道府県は、事前に準備していた実施要領、様式類及び記載例について、被害状況等を踏まえ必要に応じて更新の上、決定し、市町村に提供する。 <p>《市町村》</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 市町村は、都道府県から提供された実施要領、様式類及び記載例を確認し、被害状況等を踏まえ必要に応じて更新の上、市町村版として決定する。
(3)	<p>(3) 管理台帳、業務マニュアルの作成</p> <p>① 管理台帳のひな形の作成【P. 90】 《都道府県》</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 都道府県は、応急修理制度の申込を受け付けた案件の進捗状況を管理するための台帳（以下「管理台帳」という。）のひな形を事前に作成しておくことが重要である。 ➢ その際、申込受付件数や応急修理工事に係る見積額の合計等の都道府県が管理上必要となる項目を想定して作成し、できた管理台帳のひな形については事前に市町村と共有しておくことが望ましい。 <p>《市町村》</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 市町村は、発災後の制度運用の際には、管理台帳に随時申込者（被災者）の情報を入力していくこととなるため、管理台帳に情報を入力する担当者や入力ルール等を定め、事前に業務マニュアル（II. 3-2 (3) ②, P. 92 参照）に記載しておくことが望ましい。 	<p>(3) 管理台帳の決定・業務体制の整備</p> <p>① 管理台帳の決定【P. 111】 《都道府県》</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 都道府県は、事前に準備していた管理台帳のひな形について、被害状況等を踏まえ必要に応じて更新の上、決定し、市町村に提供する。 <p>《市町村》</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 市町村は、都道府県から提供された管理台帳のひな形を確認し、被害状況等を踏まえ必要に応じて更新の上、市町村版として決定する。

	II. 事前準備編	III. 発災時対応編
	3-2. 災害救助法に基づく応急修理制度（被災した住宅の応急修理）の実施に係る準備	3. 災害救助法に基づく応急修理制度（被災した住宅の応急修理）の実施
	<p>② 業務マニュアルの作成【P. 92】 《市町村》</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村は、担当する予定の事務の内容を整理し、庁内の担当部局（災害救助法所管部局、住宅・建築部局等）の役割分担、人員配置、業務フロー、受付窓口の設置場所等を定めた具体的な「業務マニュアル」を事前に作成しておくことが重要である。 特に庁内における応急修理制度の主管部局については、過去の災害での運用実績も踏まえ、応急修理工事の範囲に関する技術的な相談への対応の他、住宅・建築関係団体や修理業者との連絡調整等が必要となることから、住宅・建築部局を主管部局として位置付けることが望ましい。なお、住宅・建築部局が主管部局でない場合も、住宅・建築部局とは十分に連携をとることが望ましい。 業務マニュアルでは、担当職員間で混乱が起きないように役割分担表を作成する等、各担当職員の役割を明確にしておくことが望ましい。 	<p>② 業務体制の整備【P. 112】 《市町村》</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村は、事前に準備していた業務マニュアルについて、被害状況等を踏まえ必要に応じて更新の上、決定する。 当該業務マニュアルに基づき、庁内の担当部局の役割分担、人員配置、業務フロー、受付窓口の設置場所等を決定する。
(4)	<p>(4) 指定業者リストの作成に係る準備</p> <p>① 修理業者リストを元にした指定業者リストの作成【P. 96】 《都道府県》</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県は、住宅・建築関係団体の協力を得て作成した修理業者リスト（II. 1 (3), P. 29 参照）について、市町村が指定業者リストを作成するにあたって参考にできるよう、事前に市町村に提供する。 <p>《市町村》</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村は、都道府県から修理業者リストの提供を受け、それを踏まえて指定業者リストを事前に作成しておくことが重要である。 指定業者リストを作成した場合は、当該指定業者に対し、応急修理制度の概要や手続フロー等について事前に説明を行っておくことが望ましい。 また、制度運用の際には、被災者が指定業者リストに掲載されていない修理業者に応急修理工事を依頼する場合も想定されるため、そのような修理業者を当該リストに追加する際のルール等を事前に検討し、業務マニュアル（II. 3-2 (3) ②, P. 92 参照）に記載しておくことが望ましい。 	<p>(4) 指定業者リストの作成【P. 113】</p> <p>《都道府県》</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県は、住宅・建築関係団体から提出された、被害状況及び応急修理工事の対応可否を踏まえた修理業者リスト（III. 1 (3), P. 105 参照）を市町村に提供する。
	<p>② 指定業者リストの掲載情報の定期的な更新【P. 98】 《市町村》</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村は、修理業者リスト（II. 1 (3), P. 29 参照）の掲載情報が更新された場合は、指定業者リストも更新する。 	<p>《市町村》</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村は、都道府県から提供された修理業者リストを踏まえ、指定業者リストを更新する。
(5)	<p>(5) 制度周知資料の作成、周知方法の検討</p> <p>① 制度周知資料のひな形の作成【P. 99】 《都道府県》</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県は、発災後速やかに被災者及び修理業者に応急修理制度について周知できるよう、事前に応急修理制度に関する周知資料のひな形を作成し、市町村と共有しておくことが重要である。 	<p>(5) 制度の周知</p> <p>① 制度周知資料の決定・提供【P. 114】 《都道府県》</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県は、事前に作成していた応急修理制度に関する周知資料のひな形を、被害状況等を踏まえ必要に応じて更新の上、決定し、市町村に提供する。 <p>《市町村》</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村は、都道府県から提供された応急修理制度に関する周知資料のひな形を確認し、被害状況等を踏まえ必要に応じて更新の上、市町村版として決定する。
	<p>② 制度周知方法の検討【P. 102】 《都道府県、市町村》</p> <ul style="list-style-type: none"> 発災時の被災者及び修理業者への応急修理制度の周知方法（ホームページ、広報カー、行政連絡放送、テレビ、ラジオ、都道府県・市町村の広報誌への掲載、説明会の開催、チラシの郵送等）を事前に検討しておくことが重要である。 また、大規模災害に備えて、市町村外・都道府県外に避難している被災者への周知方法（電話連絡、チラシの送付等）についても検討しておくことが望ましい。 	<p>② 制度の周知【P. 115】 《都道府県、市町村》</p> <ul style="list-style-type: none"> 事前に検討していた制度周知方法の中から、被害状況等を踏まえ、実施可能かつ効果的な方法を採用し、被災者及び修理業者に対して応急修理制度を周知する。
(6)	—	(6) 応急修理制度に係る手続の実施【P. 116】

災害救助法に基づく応急修理制度を実施する際の流れ (都道府県が市町村に事務委任することを想定)

- ・本手引きでは、発災時に災害救助法に基づく応急修理制度（被災した住宅の応急修理）を実施する際の事務のフローを以下の通り想定し、これに沿って必要となる各対応について説明している。
- ・以下のフローで示す（１）～（６）について、事前に準備しておくべき事項を「II. 事前準備編」で、事前準備を踏まえて発災時に対応すべき事項を「III. 発災時対応編」で説明している。
- ・なお、以下の事務のフローでは、都道府県が市町村に事務委任することを前提としている。



3. 本手引きの見方

本手引きの「II. 事前準備編」及び「III. 発災時対応編」では、各項目の冒頭の【実施する事項】において都道府県・市（特別区を含む。以下同じ。）町村が実施する事項や留意点を説明しており、当該項目について実施すべき内容の全体像を把握することができる。

さらに、その後に【実施する事項】に係る取組のイメージ、過去の災害における取組の例、地方公共団体等による事前準備の例等を記載することで、具体的に実施すべき内容をイメージできるようにしている。

○【実施する事項】

・1. 被災した住宅の修理等の相談への対応に係る準備

・(1) 被災した住宅の修理等に関する相談体制の整備に向けた準備

【実施する事項】

【都道府県、市町村】

- 被災した住宅の修理等に関する相談への対応については、都道府県、市町村、住宅・建築関係団体等の役割分担を事前に検討・調整しておくことが重要である。
- 特に発災直後から応急段階においては、被災者への迅速な支援のために被災した地方公共団体がまさに対応すべき業務が膨大に発生し、それらに注力する必要があることから、被災した住宅の修理等に係る技術的な面での相談対応については住宅・建築関係団体に外部化するべく、事前に住宅・建築関係団体と連携し協力体制を構築しておくことが重要である。
- 具体的には、発災後に速やかに被災した住宅の修理等に関する相談体制を整備できるよう、住宅・建築関係団体と協定等を締結しておくことが望ましい。
- 被災者からの相談は住宅についてだけでなく、法律、金融、福祉、雇用等多くの分野にわたることが想定されるため、これらの関係団体等とも連携し、協力体制の構築についても事前に検討しておくことが望ましい。

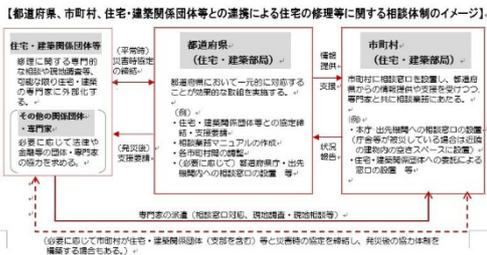
【留意点】

- 被災市町村に相談窓口を設置する場合は、都道府県は相談員の手記、相談業務マニュアルの作成（II. 1 (2), P.25参照）、各市町村間の調整等の支援を行うことが望ましい。
- 住宅の修理等に関する相談ブースとともに、生活再建支援や家屋解体、借上型仮設住宅の提供等の相談窓口も併設することが望ましい。

各項目の冒頭部分には、都道府県・市町村が【実施する事項】を記載。事前に準備しておくべき事項や発災時に実施すべき事項が確認できる。

【実施する事項】に関連して留意すべき点や注意が必要な事項等を【留意点】として記載。

○【実施する事項】に係る取組のイメージ



冒頭の【実施する事項】【留意点】にて記載した内容を補足するために、図版や表等により、イメージを記載。

○過去の災害における取組の例

<過去の災害における取組の例>

【住宅・建築関係団体との連携による被災者の住まいに関する相談窓口への建築士等の派遣の例】
：広島県（平成30年7月家震）

概要

- 広島県は、災害救助法の適用となった市町において開設された相談窓口にて、県内の住宅・建築関係団体と連携して、建築士等の建築技術者を派遣し、被災者からの相談対応の支援を行った。
- 相談は窓口相談（各市役所、町役場に開設された相談窓口で、派遣された建築技術者が被災者からの相談を受ける。）及び現地相談（派遣された建築技術者が、建築物の被災現場を訪ねて相談を受ける。）を実施した。
- 窓口相談への建築技術者の派遣は、平成30年7月23日～8月中旬頃まで実施し、それ以降は現地相談に移行した。

表2-1 建築士等の建築技術者による窓口相談及び現地相談を実施した市町

広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町

出典：広島県資料より内閣府作成。

表2-2 連携した住宅・建築関係団体

(公社) 広島県建築士会	(一社) 広島県建築士事務所協会
(公社) 日本建築家協会中国支部広島地域会	(一社) 広島県建築センター協会
(一社) 広島県住宅産業協会	(一社) 日本ツーバイフォー建築協会広島県支部
広島ハウスメーカー協会	(一社) 日本住宅リフォーム産業協会中国四国支部

実際に被災した地方公共団体等による対応例として<過去の災害における取組の例> (水色囲み) を記載。

○地方公共団体等による事前準備の例

<事前準備の例>

【都道府県、市町村、住宅・建築関係団体等との協定締結と相談体制の構築の例】
：神奈川県公共住宅供給推進協議会

神奈川県公共住宅供給推進協議会(※)では、災害が発生した際に被災者に対して迅速に相談による支援を行うことを目的に、相談窓口の設置や被災住宅の再建に係る情報の提供等について、県、市町村、各協力団体との役割分担や、支援の流れ、方法等について整理している。

具体的には、災害により住宅に被害を受けた被災者からの相談のうち、住宅の建替えや修繕、損壊状況等に関する相談については(一社)神奈川県建築士会から派遣される建築士が、また再建に係る融資等の資金に関する相談については(独)住宅金融支援機構の職員が対応する。これらの相談業務は、県と各団体が締結している協定に基づき行われる。

県は、市町村からの被害情報等の報告を受けて、被災住宅に係る相談支援の実施計画(相談員の派遣先、相談実施日、派遣人数等)を作成し、各関係団体への協力要請及び連絡調整を行うこととしている。

市町村は、相談窓口の設置場所を確保するとともに、被災者に対し、被災住宅の再建に係る情報の提供を行う。

※県及び市内町村の住宅部局と住宅事業者で構成される協議会

地方公共団体等がマニュアル等を作成し、事前に準備している例として<事前準備の例> (点線囲み) を記載。

図1-2 本手引きにおける記載内容の見方

4. 本手引きで示す「被災した住宅の修理」

(1) 被災者の住まいの確保における「被災した住宅の修理」の位置付け

- ・発災直後、被災者は自宅の被害状況や生活再建の状況等に応じて、避難所、親戚・知人宅や公的賃貸住宅等に一時的に避難する他、自宅を緊急的に簡易に修理して住むこととなる。
- ・応急段階では、応急仮設住宅（借上型仮設住宅・建設型仮設住宅）や公的賃貸住宅等に入居する他、自宅を修理して住むこととなる。
- ・復興段階に至っては、民間賃貸住宅や新たに整備された災害公営住宅等に入居する他、修理した自宅に継続して居住したり、新築・購入・建替等により自宅を再建したりすることとなる。
- ・被災した住宅を修理して継続的に居住することができれば、避難所等での生活を送らずに済むとともに、複数回の転居に伴う手間やコスト等の負担が軽減できる等、被災者の身体的・精神的負担の軽減にも寄与することとなる。また、応急仮設住宅の供与も一定程度抑制できるというメリットもある。

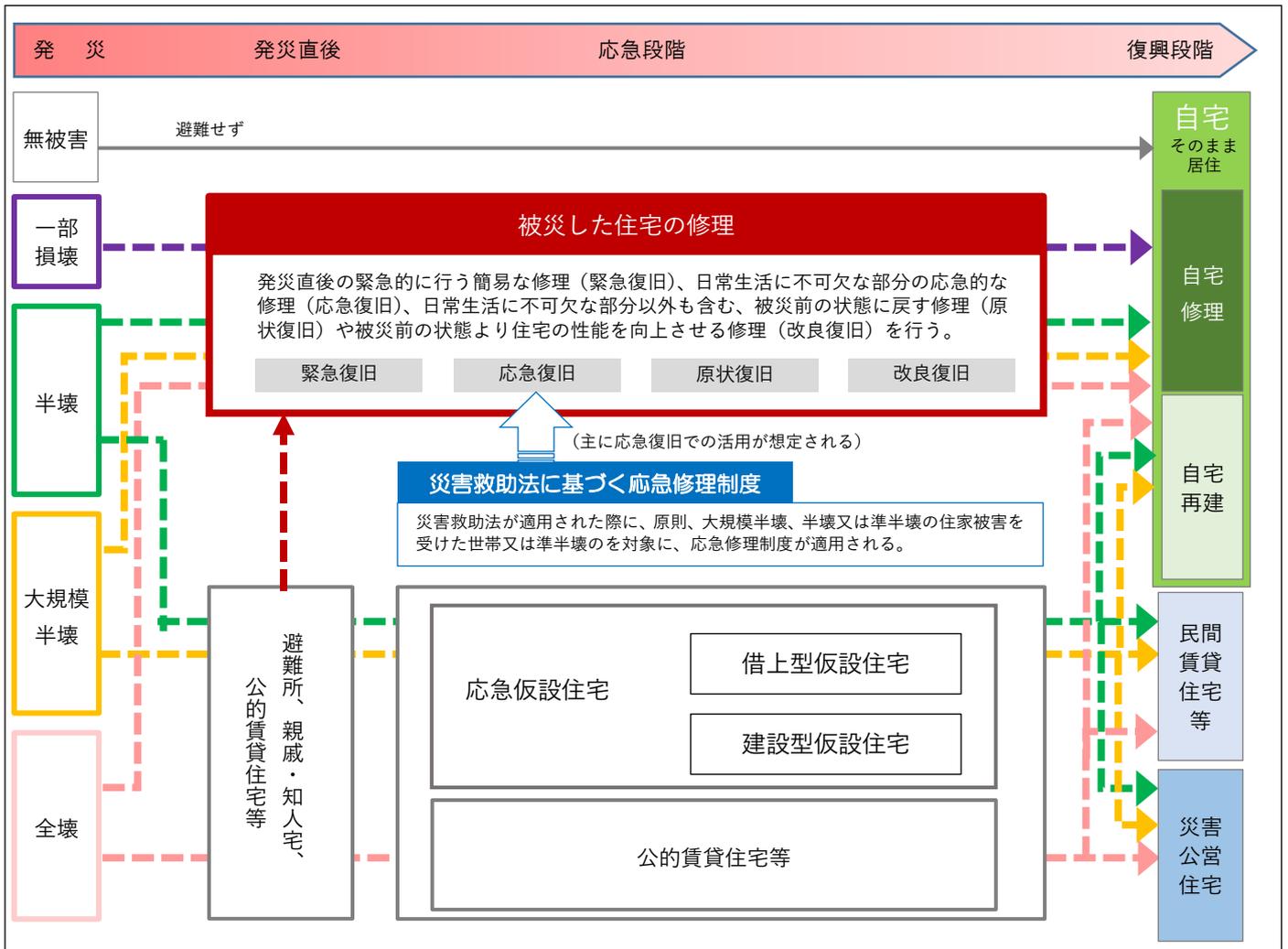


図1-3 被災者の住まいの確保における「被災した住宅の修理」の位置付け

(2) 「被災した住宅の修理」の基本的な考え方と修理の内容の例

- ・「被災した住宅の修理」には、発災直後に主として行う「緊急復旧」、応急段階に主として行う「応急復旧」、復興段階に主として行う「原状復旧」及び「改良復旧」があり、本手引きにおいては以下のように定義する。
 - ・「緊急復旧」：発災直後、自宅で生活するために緊急的に行う簡易な修理のことで、損傷した屋根・外壁へのブルーシート張りや、水道管の水漏れ部分の補修等を指す。
 - ・「応急復旧」：日常生活に不可欠な部分の応急的な修理のことで、損傷した屋根瓦・外壁材・戸・窓の交換・留付けや、損傷した外壁の修理に合わせて行う内壁・内装材の交換、損傷した便器や浴槽の交換等を指す（災害救助法に基づく応急修理制度は、主に「応急復旧」での活用が想定される）。
 - ・「原状復旧」：日常生活に不可欠な部分以外も含む、被災前の状態程度に戻す修理のことで、損傷した屋根瓦・外壁材・戸・窓の交換・留付けや、損傷した外壁の修理に合わせて行う内壁・内装材の交換、損傷した便器や浴槽の交換等を指す。
 - ・「改良復旧」：被災前の状態より住宅の性能を向上させる修理のことで、屋根材の葺替えや二重サッシ・二重窓・高効率な設備への交換の他、間取り変更や内壁・内装材の全面的な交換等を指す。
- ・このうち、本手引きでは、発災直後から応急段階において被災者への迅速な支援が必要となる「緊急復旧」及び「応急復旧」を主たる対象としている。
- ・なお、発災後の職人や建築資機材の不足等の影響により、「緊急復旧」ができない場合や、当初より「原状復旧」や「改良復旧」を行う場合等、必ずしも4つの復旧が順を追って行われないケースや4つの復旧を明確に区分して行うことができないケースがあることにも留意が必要である。

表1-1 「被災した住宅の修理」の基本的な考え方と修理の内容の例

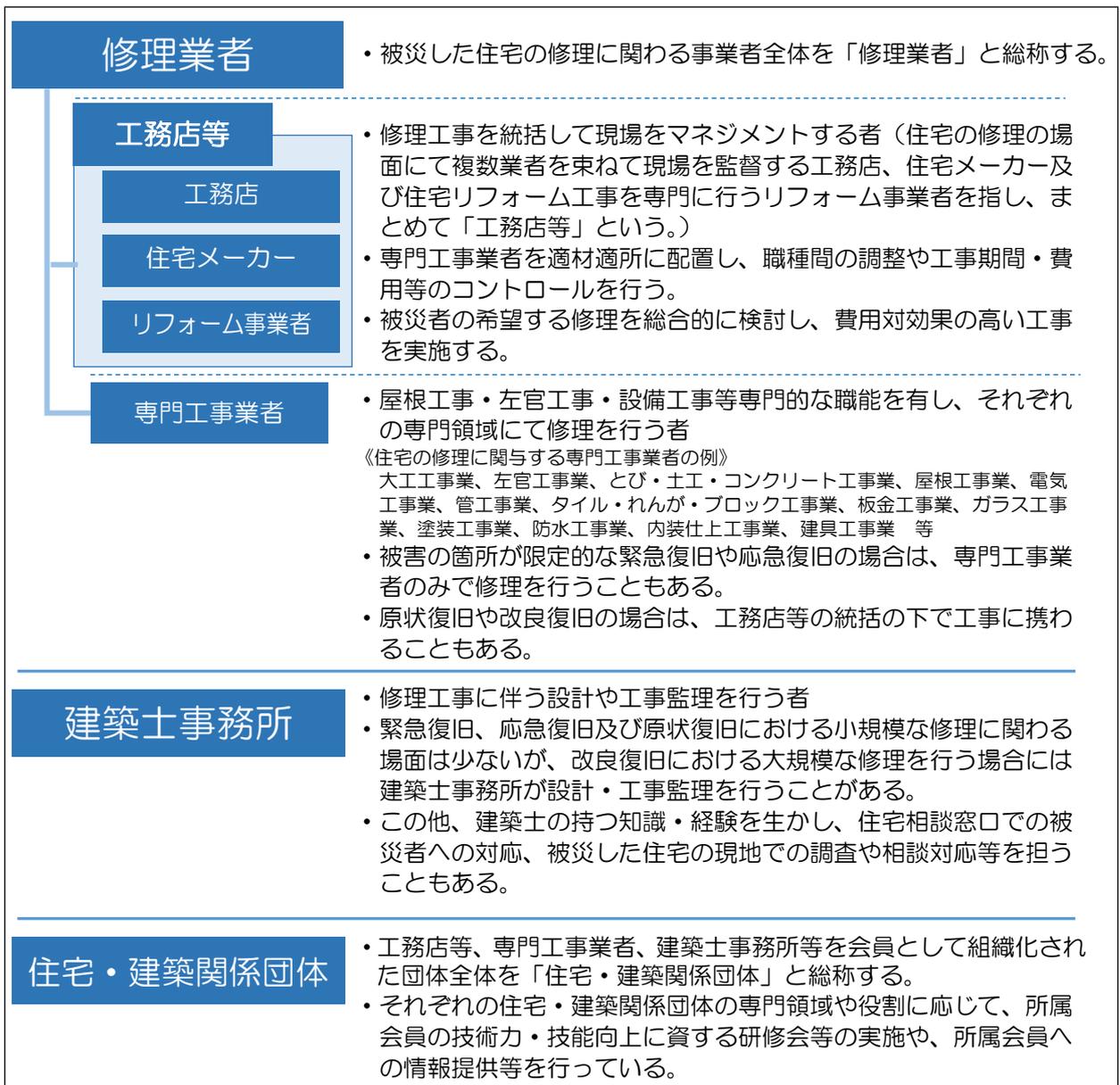
発 災		発災直後	応急段階	復興段階
		緊急復旧	応急復旧	改良復旧
基本的な考え方		発災直後、自宅で生活するために緊急的に行う簡易な修理	日常生活に不可欠な部分の応急的な修理	被災前の状態より住宅の性能を向上させる修理
	修理の内容の例			
	屋根	損傷した屋根へのブルーシート張り等	損傷した屋根瓦の交換・留付け、瓦のずれ直し、棟ぎわや隅ぎわの補強等	防災性に配慮した屋根瓦の安全対策の実施、軽量で防災性に配慮した屋根材への葺替え等
	外壁・柱・窓等	損傷した壁へのベニヤ板・ブルーシート張り等	傾いた柱の建て直し、損傷した外壁材や戸・窓の交換・留付け等	省エネ性能の向上を図る二重サッシ・二重窓への交換等
	内壁・内装材		損傷した外壁の修理に合わせて行う内壁・内装材の交換等	間取り変更や内壁・内装材の全面的な交換等
	設備等	水道管の水漏れ部分の補修等	損傷した便器や浴槽の交換等	省エネ性能の向上を図る高効率な設備への交換等

本手引きの主たる対象

(3) 被災した住宅の修理に関わる事業者

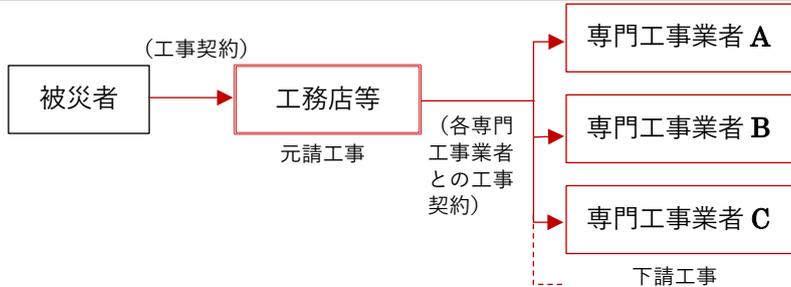
- ・本手引きでは、被災した住宅の修理に関わる事業者全体を「修理業者」と総称し、修理工事全体を統括して現場をマネジメントする者を「工務店」・「住宅メーカー」・「リフォーム事業者」（以下「工務店等」という。）、屋根工事・左官工事・設備工事等専門的な工事を実施する者を「専門工事業者」、修理工事に伴う設計や工事監理等を行う者を「建築士事務所」としている。また、工務店等、専門工事業者、建築士事務所等を会員として組織化された団体全体を「住宅・建築関係団体」と総称している。
- ・「緊急復旧」、「応急復旧」、「原状復旧」及び「改良復旧」の各復旧における修理工事において、対応が求められる修理業者は異なっており、例えば地震や台風の直後の「緊急復旧」では屋根工事業者や設備工事業者等の専門工事業者による対応が求められ、「応急復旧」及び「原状復旧」では修理工事の内容も多岐にわたり、主に各種工事を統括する工務店等による対応が求められる。
- ・さらに「改良復旧」で大規模なリフォーム工事を行う場合には、工務店等に加え、建築士事務所による設計や工事監理が求められる。

【本手引きにおける被災した住宅の修理に関わる事業者】



【被災者と修理業者との発注関係の例】

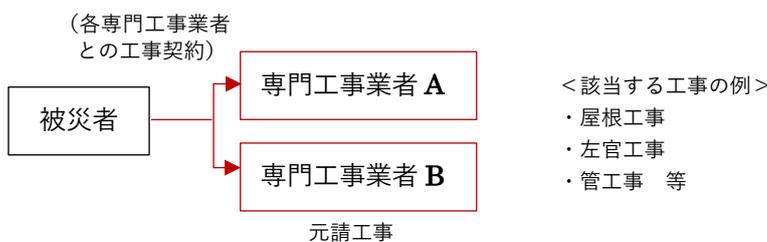
＜例1＞ 専門的な工事の種類が多岐にわたる場合
 （被災者から工務店等に工事を一括発注し、工務店等から各専門工事業者へ発注）



＜備考＞

- ・過去に新築・リフォーム等した「工務店」・「住宅メーカー」・「リフォーム事業者」に修理を発注する機会が多い（このような発注ができる者がいない場合、被災者は地元や近隣の工務店等を選定する傾向がある）。
- ・元請の工務店等が、各専門工事業者（平時からの協力業者が多い）に発注する。
- ・被災者は「工務店等」と工事契約を締結する。

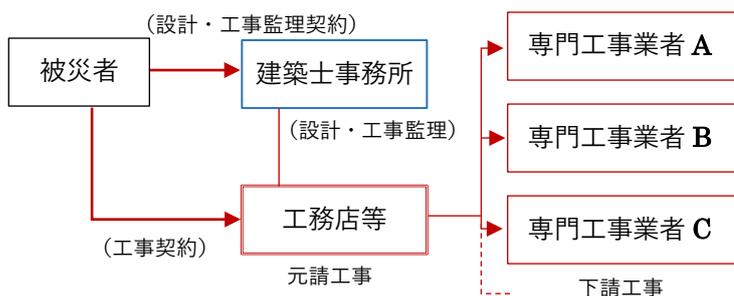
＜例2＞ 専門的な工事の種類が少ない場合
 （被災者から各専門工事業者へ発注）



＜備考＞

- ・被害の箇所が限定的な緊急復旧や応急復旧の場合には、工務店等を介さずに屋根工事等の専門工事業者に直接発注する機会が多い（知人である専門工事業者、工務店等からの紹介を受けた専門工事業者、近所に立地する専門工事業者等から必要とする専門工事業者を選定して発注する）。
- ・被災者は各専門工事業者とそれぞれ工事契約を締結する。

＜例3＞ 建築士事務所と工務店等が関与する修理の場合
 （被災者から建築士事務所へ設計・工事監理を発注、工務店等へ工事を発注）



＜備考＞

- ・大規模な修理やリフォーム（間取り変更、デザイン性や性能向上を伴う）を行う場合、建築士事務所に設計・工事監理を発注する機会がある。
- ・被災者は、設計・工事監理については「建築士事務所」と、工事については「工務店等」とそれぞれ契約を締結する。
- ・一般的には工務店等が「専門工事業者」（下請）にそれぞれが担う工事を発注する。

【留意点】

- ◆ 上記は近年の災害における修理の事例において見られた被災者と修理業者の発注関係を例示したものであり、例えば、建築士事務所や工務店等が相談（契約関係なしで相談対応のみ）を受けて、専門工事業者を紹介する等、実際にはこれらの例以外の対応もあり得る。

I. はじめに

【緊急復旧や応急復旧において対応が想定される修理内容と修理業者の例】

・近年の災害における修理の事例を元に、緊急復旧や応急復旧において対応が想定される修理内容と修理業者の例を示す。

表 1-2 緊急復旧や応急復旧において対応が想定される修理内容と修理業者の例

部位	緊急復旧や応急復旧の修理内容の例	修理業者の例
屋根	・ 損傷した屋根へのブルーシート張り	屋根工事業 とび・土工・コンクリート工事業
	・ 損傷した屋根瓦の交換・留付け、ずれ直し	屋根工事業
	・ 屋根の葺替え工事	屋根工事業 板金工事業
構造部材	・ 傾いた柱の家起こし（耐震性確保のための措置を伴うもの）	大工工事業 とび・土工・コンクリート工事業
	・ 破損した柱梁等の構造部材の補強や取替え	大工工事業
外壁	・ 損傷した壁へのベニヤ板・ブルーシート張り等	大工工事業 とび・土工・コンクリート工事業
	・ 壊れた外壁の補修（部分補修、外壁材の取替え）	大工工事業、左官工事業、板金工事業 タイル・れんが・ブロック工事業
内壁	・ 損傷した外壁の修理に合わせて行う内壁・内装材の交換等	大工工事業、内装仕上工事業 左官工事業
天井・床	・ 壊れた天井や床の補修工事	大工工事業、左官工事業 タイル・れんが・ブロック工事業
外部建具	・ 外部に面する建具（玄関ドア、窓等）の補修	建具工事業 ガラス工事業
上下水道配管	・ 上下水道配管の水漏れ部分の補修	管工事業
電気、ガス等	・ 電気配線、ガス配管の補修工事	電気工事業 管工事業
設備	・ システムキッチンや洗面化粧台、浴室ユニットの交換 ・ 給湯器や給排気設備の交換	管工事業 大工工事業、内装仕上工事業

表 1-3 建設工事の内容

建設工事の種類	建設工事の内容
大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事
左官工事	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事
とび・土工・コンクリート工事	足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 他
屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事
電気工事	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事
管工事	冷暖房、冷凍冷蔵、空調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事（具体的には、冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事等）
タイル・れんが・ブロック工事	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事
板金工事	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事
ガラス工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事
塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事
防水工事	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事
内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事
建具工事	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事

出典：建設業法別表第1、建設業法第2条第1項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容を定める告示（昭和47年建設省告示第350号）、「建設業許可事務ガイドライン（参考）建設工事の内容、例示、区分の考え方一覧（平成29年11月10日から適用）」（国土交通省）より内閣府作成